

# 高等学校等就学支援金 意向確認書

①

※就学支援金の受給資格の認定を受けるには申請が必要です。

今回の申請においては、保護者の方の令和6年度課税標準額（課税所得額）および調整控除額に基づいて、令和6年7月～翌年6月までの就学支援金受給資格の審査を行います。

令和6年 6月 1日

学校名	仁愛女子高等学校
クラス等	普通科 商業・進学・特別進学・英語留学・グローバルインス コース 年 組 番
生徒氏名	

## 高等学校等就学支援金の申請を

します

扶養する子どもが2人以上いる	<input type="checkbox"/>
扶養する子どもが上記生徒のみ	<input type="checkbox"/>

※令和6年7月1日時点の扶養状況で必ずどちらかに○をつけてください

申請書および個人番号カードの写し等により審査します。(不認定(E区分)になった場合、多子世帯減免申請をすることができます。)

### ★ 提出物一覧

- ①意向確認書（この用紙）
- ②収入状況届出のための保護者等状況の届出(県様式1号)  
**合計 2 枚提出**  
前回から保護者の状況が変更（課税地変更、離婚、婚姻）の方
- ③高等学校等就学支援金申請書 を追加し①～③**合計 3 枚提出**  
前回、E区分の決定通知の方で多子世帯申請をしない方
- ④マイナンバー貼り付け台紙
- ⑤世帯構成調 をさらに追加し①～⑤**合計 5 枚提出**  
前回、E区分の決定通知(多子世帯申請者を含む)の方、  
今回(2024.7～2025.6)多子世帯の申請を希望する方
- ⑥多子世帯における授業料減免申請書
- ⑦健康保険証（写）貼付台紙  
をさらに追加し①～⑦**合計7枚提出**

しません



支援金を利用せず授業料を納付します。

(※多子世帯減免申請もしません。)

### ★その他の提出物はありません。

意向確認書（この用紙）1枚のみ提出してください。

※多子世帯減免申請をする場合、一度就学支援金の申請をしていただく必要があります。

多子世帯減免申請をしたい場合は、左の“します”と回答してください。

追加書類 ③～⑦ は本館1Fの事務局で受け取るか、学校HPからダウンロードしてください。

提出締切 令和6年6月4日(火)